

千葉市都市局指定管理者選定評価委員会の会議の公開及び議事録の作成等について

令和3年7月28日

千葉市都市局指定管理者選定評価委員会

1 会議の公開の取扱い

(1) 千葉市都市局指定管理者選定評価委員会の会議は、原則公開とする。ただし、以下の会議は非公開とする。

ア 公募の方法により指定管理予定候補者を募集する場合における募集条件及び審査基準を審議する会議。

イ 指定管理予定候補者の選定に関する事項を審議する会議。

(2) 前号ただし書に定めるもののほか、会議の全部又は一部を非公開とする必要がある場合における当該会議の全部又は一部を非公開とする旨の決定は、会長が行う。

2 議事録の確定

(1) 議事録は、事務局が作成した議事録の案に対する会長の承認により確定するものとする。

(2) 前号の承認は、会長の署名により行うものとする。

3 部会の会議への準用

前2項の規定は、部会を設置した場合における部会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは、「部会長」とする。